

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月10日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
静岡県静岡市清水区入船町11番1号
鈴木株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
鈴木株式会社富士山フロント物流センター 保税蔵置場
静岡県富士市大淵字城山2261番5
静岡県富士市大淵字城山2261番地5
- 更新した期間
自 令和8年4月1日
至 令和14年3月31日